

世田谷区告示第514号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和8年7月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月6日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 番号

(1) 42-Z139

(2) 42-Z140

2 区間

(1) 世田谷区給田二丁目958番2地先無番から982番1地先無番まで

(2) 世田谷区給田二丁目958番2地先無番から958番1地先無番まで

3 用途

区管理水路

案内図

—— 新たに設置する区管理水路

街区 給田二丁目 1 3 番

